

学校教育学部学生の主免教育実習、副免教育実習、特別支援教育実習及び教員インターンシップの受講資格に関する細則

平成29年4月14日

細則第 8 号

改正 平成31年3月27日細則第9号

令和5年3月8日細則第7号

令和8年2月27日細則第5号

(趣旨)

第1条 この細則は、学校教育学部の学生の鳴門教育大学学校教育学部履修規程（平成16年規程第53号）第5条別表第4に規定する授業科目「主免教育実習」、「副免教育実習」、「特別支援教育実習」及び「教員インターンシップ」の受講資格に関し、必要な事項を定める。

(主免教育実習)

第2条 主免教育実習の受講資格は、第3年次又は第4年次の8月20日までに、次の表に定める単位数を修得している者で、「ふれあい実習・附属校園観察実習」の単位を修得しており、かつ、「主免教育実習事前事後指導」を履修中の者とし、教務委員会において受講者を決定するものとする。

授業科目等の区分	教養基礎科目	大学設定科目 教職共通科目	専修専門科目	総単位数
専修				
幼児教育専修	12単位	40単位	22単位	74単位
小学校教育専修	12単位	30単位	16単位	58単位
中学校教育専修	12単位	24単位	14単位	50単位
特別支援教育専修	12単位	30単位	10単位	52単位

(副免教育実習)

第3条 副免教育実習の受講資格は、第4年次の8月20日までに、主免教育実習の単位を修得している者とする。

(特別支援教育実習)

第4条 特別支援教育実習の受講資格は、特別支援教育専修の学生で、第4年次の8月20日までに、特別支援教育科目の授業科目の中から、12単位以上を修得している者とする。

(教員インターンシップ)

第5条 教員インターンシップの受講資格は、第4年次の4月までに、主免教育実習の単位を修得している者で、かつ、教員を志望する者とする。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月14日から施行する。
- 2 主免教育実習、副免教育実習、特別支援教育実習及び教員インターンシップの受講資

格に関する申合せ（平成16年4月28日学校教育学部教務委員会）は、施行日をもって廃止する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。